

令和 5 年 第 1 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和5年第12回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年12月14日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館2階特別会議室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 稲 田 滋 君
委 員 高 橋 太 朗 君
委 員 酒 井 康 生 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 浅 井 文 彦 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
小中一貫教育推進監兼副部長
子ども未来創造局 金 城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 濱 口 悟 君
担当副部長兼人権施策室長
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 村 田 麻 子 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君
児 童 生 徒 指 導 室 長 高 取 貞 光 君

子育て支援室長
保育幼稚園総務室長
保育幼稚園利用室長
保健スポーツ室長

山根貴之君
鉾之原史樹君
福田浩子君
須山純次君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事
教育政策室

中村友美君
吉田友子君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立児童発達支援センター条例制定要請の件
- 日程第 4 箕面市立総合運動場条例改正要請の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 6 箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件
- 日程第 7 箕面市新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 8 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市情報開示審査会への諮問の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会の所管に係る令和5年度箕面市一般会計補正予算(第7号)の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 14 生徒指導の件

(午後1時開会)

○教育長(藤迫稔君) : ただ今から、令和5年第12回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長(藤迫稔君) : ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長(藤迫稔君) : それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、高橋委員を指定いたします。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第2「教育長報告」を行います。今日は説明に入る前に、先日経済協力開発機構OECDから、世界各国の15歳を対象とする2022年度の国際的な学習到達度調査、いわゆるPIISAが公表されましたので少しそれに触れたいと思います。日本につきましては、前回の2018年度からの変化として、読解力が15位から3位、科学的リテラシーが5位から2位、数学的リテラシーが6位から5位ということで順位は上がっております。今回の調査の対象といいますのは、コロナ禍のもとで中学生生活を送り昨春高校に入学した学年であったこともあり、日本の順位が上がった理由とし

ましては、これは検証されたということなんですけども、コロナによる休校期間が他国よりも短かったこと、コロナによる制約のある中で工夫して学びを継続した学校や生徒の努力が結果に繋がったのではないかとされているということで、我々もいろいろ多少強引だとか言われながら賛否両論ありましたけども、やってきたことが良かったのかなというふうに自分自身の中では振り返っております。また前々回2015年からコンピューターで出題回答する形式で、前々回、前回で日本の読解力が低かったのは、端末操作に不慣れだった点が指摘されております。それがGIGAスクール構想で端末が1人1台になり、端末を使い慣れたことも順位を押し上げた要因の1つとみられているようです。ただ課題としては、数学の授業で、いわゆる日常生活、社会事象と絡めた指導を受けておらず、生活で直面する課題を数字を用いて解決する自信も低い傾向があるということが浮かんできております。実社会と絡める指導は生徒の関心を引きやすく、数学の苦手な子の意欲を引き出す効果もあるとされております。このように、互いに考えを出し合い探求する学びや、実社会の問題を扱う学びを取り入れていかなければならないというふうに検証されています。これがまさに今でいう教科横断的な学びについての指摘だなというふうに思っています。報道によりますと、例えばということで、こういうことが必要だ、あるいはこういうことをしてるよという例がいくつか載ってまして、1つは、新型コロナウイルスのPCR検査を題材にした授業で、全員検査の場合と感染疑いのある人へのみ検査した場合の陽性者数などの計算をするすとか、これはアメリカの例なんですけども、関数の学習でハンバーガーのカロリーと脂肪分の関係を考察するというようなこともされているようです。さらには数学だけではなくて、国語教育でも同じようなことが言えまして、環境問題についての文章を読む場合、その文章の内容を理解することにとどまらず、課題意識を持って更にその環境問題について調べるといふ、教育を充実させる必要があるというふうにされております。我々もこのようなことは注意しながらやっていかなければならないなというふうに思っていますけども、学校教育監、何かありますか。今の教科横断的な学びについて。

○子ども未来創造局学校教育監　：　今、教科横断的なというお話がございましたけども、教科横断的な学習という意味でいうと、大阪府が実施しているすくすくウォッチというテストですけども、こちらは教科横断的な内容を問うものだというので、先日分析の方を出しましたけれども、箕面市の方は大阪府を上回って良好な成績を出しているというところがあります。ただ一方で、先日分析を出しました全国学力テストで、まさに今教育長の話にありました、国語ではグラフを読んで、その内容について文章で表現するという問題が出てますし、数学でも、グラフとそれについての表現という問題が出ています。まさにこれは全国でも取り組まれているところで、新学習指導要領の内容にも適合してる

ということで、そういった学習を続けていったから今回日本が伸びたってことはあるかもしれませんが、箕面市についてはこういった問題についてはまだまだ課題があると認識していますので、今後も取り組みを続けていきたいと思っています。

○教育長（藤迫稔君）： はい、ありがとうございます。それでは議案書の方に戻るんですが、1点だけ補足説明しますと、茨木市文化子育て複合施設おにクル視察ということなんですが、これは茨木市の方で先月末にオープンされた文化子育て複合施設ということで、新聞報道などを見ますと非常に興味深い施設でしたので、オープンして大変忙しいところ申し訳なかったんですけども、大人数で私を含めて子育ての部長、生涯学習の部長、担当の職員も含めて、ちょっと大所帯で視察に行かしてもらいました。市役所の前にできた7階建ての施設でして、それこそ子育ての親子が集うような場、あるいは生涯学習施設、一応図書館のフロアっていうふうにあるんですけども、そのフロアだけでなく他のフロアにも図書が置いてあって、どのフロアでも本に触れ合うというような仕掛けにもなってます。また子育て支援センターみたいな機能もありますし、親子での居場所みたいなものもたくさんありました。併せて相談機能の窓口、職員もそこにおりますので、1階には軽食だろうと思うんですけど食事をするところもありましたので、子育て中の家族がそこに来ると、半日もしくは1日そこでいれるようなことなのかなと。そこで親御さん同士が交流するということは、我々が願っているような孤立させないというところの一步にもなります。高野委員がいつも言っていたいてる身近に公園をというふうには。私が見てる間でも、たぶん今までは友達じゃなかったような人が何か会話を交わしたような姿も見られましたし、やはりそこに相談窓口、職員がいてるっていうのも、その流れの中で気になってることを相談ができるというようなことで、非常に興味深いというふうに思って視察させてもらいました。さすがにそういう大規模な施設をこれから我々が何か建てるというようなことはちょっと現実的には難しいとは思いますが、その考え方ですとか、今後小規模であっても何かリニューアルするとかいうような時には、できたらそういう考え方っていうのを取り入れていきたいなというふうに思いました。以上、教育長報告とかえさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： 何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち日程第14、報告第95号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件に

については、非公開で審議することといたします。

- 教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、日程第3、報告第88号「箕面市立児童発達支援センター条例制定要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。
- 子ども未来創造局担当副部長： 本件は、箕面市立児童発達支援センターを設置するため箕面市立児童発達支援センター条例の制定に係る要請を箕面市長へ行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。障害のある児童または発達上の支援を要する児童に対し、日常生活のための支援、訓練、医療等の必要な支援を総合的に提供すること、その保護者、事業者等に対し、相談及び専門的な助言を行うことにより児童の健全な育成を図るために設置すること等を定めています。その他としては、児童発達支援センターにおいて実施する事業の内容、当該事業の利用対象者、利用の申込み、使用料及び手数料の額、令和7年4月1日からの施行について定めています。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）： 今のあいあい園と、新しいところに行った時のあいあい園の違いを教えてください。
- 子ども未来創造局担当副部長： 現在なんですけれども、まず市立病院のリハビリテーションセンター棟の1階で事業を運営しております。事業の概要なんですけれども、今現在は児童発達支援事業所あいあい園の運営を始めとしまして、就学前児童を対象とした発達相談や早期療育推進会議の運営、障害児通所支援等の支給決定事務、あと市立病院と連携して障害のあるお子さんのリハビリテーションや訓練相談を実施しているという事業内容になっておりますけれども、それに加えて、児童発達支援センターを設置するという事で、具体的には事業内容としまして、あいあい園の事業が国給付事業になっておりまして、児童発達支援事業というような名前になっているんですけれども、これに加えて、保育所等訪問支援事業というものと、あと障害児相談支援事業という新たな事業を実施する予定となっております。これが児童発達支援センターの許認可の要件となっているということと、あと市立病院の方でリハビリテーションをやっているんですが、診療所を新たに設置しまして、

その診療所で障害児のリハビリテーションを実施するというのと、あとは児童発達支援センターということで地域の障害児支援の質を上げていくということですので、障害児支援に関する知識の普及啓発ということで、主に研修というところを予定しているんですけども啓発事業の方を実施していきたいと考えております。

○委員（稲田滋君）：今までやってたことだけど、国の給付事業になったという部分もあると思うんですけどね。そのメリットをちょっと説明しておいてください。

○子ども未来創造局担当副部長：新たな給付事業なんですけれども、保育所等訪問支援事業と障害児相談支援事業がありまして、1点目の保育所等訪問支援事業なんですけど、こちらの方は今までも1人のお子様に対して年に1回から3回ぐらい無料で福祉的な支援ということで実施してきたんですけども、この給付事業になりまして、1人のお子様に対しまして月に2回程度、半年で全体的に12回ぐらいかなと想定しているんですけど、よりそれぞれの子どもが行っている保育所や小学校、中学校で、子どもが適応するために支援が必要なご家庭とかお子さんについてはこういった給付のサービスを申請して使っていただくということで、今までよりさらにその辺りのそれぞれの施設への適応についてしっかりとした支援ができるということがまず1点です。あと障害児相談支援事業なんですけれども、こちらの方は相談ということで、福祉的な相談で発達相談員が相談を受けたりということで、そういった窓口になってきたんですけども、こちらの方は障害児相談支援、例えば就学前のお子様に通っていただくような児童発達支援や、就学後のお子様を利用されるデイサービスの放課後等デイサービスなんかがあるんですけども、そういった福祉的な児童のサービスを使うときに、高齢の方でいきますとケアプランのような計画になりますけれども、そういった計画を事前に立ててそういったサービスを使っただけという点がありまして、今まででしたら福祉的な相談であったところをしっかりと給付の権利に基づくサービスとして使っただけということでは充実していくかなと考えております。

○委員（稲田滋君）：そういう今言われたように、権利に基づくサービスをきちんと利用できるようにPR活動をしっかりしてください。お願いします。教育長が最初の挨拶で、すごいチャレンジingなことを言われて、その後すぐ出てきたのが児童発達支援センターの話だったんでね。おにクルの話から児童発達支援センターの話になったんですけど、まだいろいろな工夫でいろんな繋がりを持ってること、事業があそこでするのかなというように思いますので、何かそういう人と人をつなげていけるような形で複合施設を運営していただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第88号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第4、報告第89号「箕面市立総合運動場条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。
- 子ども未来創造局保健スポーツ室長： 本件は、箕面市立第一総合運動場にスケートボード場を設置するため、箕面市立総合運動場条例の一部改正について箕面市長への要請を行う必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。条例改正の内容といたしましては、第1条の表、第一総合運動場中、市民体育館の次にスケートボード場及び箕面市新稲2丁目243番の1を加えるものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第89号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、報告第90号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、決裁区分の見直しに伴い関係規定を整備するため、箕面市教育委員会事務決裁規程を改正する必要が生じましたが、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容につきましては、事務決裁における決裁区分について、市長部局において見直しが行われたことに伴い、教育委員会においても、それに倣った決裁区分とするため、「事業の施行等」に係る決裁区分を設け、「支出負担行為」の一部の科目について、決裁区分を局長まで引き下げるとともに、「支出命令」等の一部の科目については、決裁区分を副部長まで引き下げたものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第90号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第6、議案第84号「箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：本件は、来年度の「かやのこども園」開園に向けた箕面市立幼保連携型認定こども園の園運営の検討を進める中で、幼稚園コースを対象に実施する「預かり保育」の利用時間にかかる規定を一部変更する必要が生じたこと等により、当該規則の一部を改正するものです。主な内容ですが、現行規定では、平日の預かり保育の利用開始時間を、幼稚園コースの通常の降園時間の直後である「午後2時1分から」としていますが、始業式等、通常より早く降園する日についても、降園直後から預かり保育を利用いただけるよう、利用開始時間を「教育時間終了から」に見直しするものです。ほか、規則に定める修了証書の様式の一部表記の変更を行うものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：今、預かり保育がどんな状況かっていうのは答えられますかね。増えていってるとか減っていってるとかニーズがどうかというのは。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：今、純粹に幼稚園のみを希望されるお子様よりも就労等による預かり保育のニーズっていうのは増えているような状況です。
- 委員（稲田滋君）：預かり保育、どんどん増えていくだろうなと思ってるんですけどね。これが教育時間終了から午後5時までで570円、長期休業時は910円、5時までだったら1,280円とかいう料金が出てますね。例えば、やっぱり2人3人預けるとなったらまたこれが倍、3倍になるわけで、何かいろんな工夫でこの料金がもうちょっと安くなるような形でこれからですね、何も今すぐじゃなくてこれからいろいろそういう検討も進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
- 代表教育委員（山元行博君）他、どうでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：今報道でも出てますけども、「こども誰でも通園制度」が、だんだん試行から本格的実施に変わろうとしてきて、いずれこの預かり保育との整理もどっかでしないと駄目だなというふうに思ってます。ただ我々の場合、まだ待機児童がいるので、なかなかそこには踏み出せないのかなと、待機が一定おさまるであろうという様子を見ながら「こども誰でも通園制度」にいかないといけない。その時に、いずれにしても整理する必要がありますので、今のご意見を十分踏まえて検討していきたいなと思います。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、よろしいでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第84号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第7、議案第85号「箕面市新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業費補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、保育所等、児童福祉施設が実施する新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業に要する費用に対し、国の補助金を活用して補助金を交付するため、本要綱の制定をご提案するものです。主な内容といたしましては、民間保育園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設において、新型コロナウイルスの感染者や、感染者と接触があった者が生じた場合に、職員が感染症対策の徹底をし、保育を継続的に提供していくため、消毒清掃費用や、職員の感染等による人員確保にかかる費用等を、施設の定員に応じ、1施設につき、30万円から50万円、加えて、延長保育事業、一時預かり事業等の各事業の実施につき、施設の定員に応じ、1施設当たり、15万円から30万円の補助を行うもので、令和5年4月1日から適用するものです。新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月に5類感染症に移行しています。また、保育施設では、日頃から感染拡大予防など感染症に対する対策を実施していることから、国の補助内容が昨年度から変更されており、予防のためのマスクや消毒液等の衛生用品や、感染防止用の備品購入など、予防に係る費用は今回対象とならず、コロナ感染者等が生じた後に保育を継続するために必要となる費用に対する補助に変更されています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 今、説明があった通りなんですけれども、コロナの間に同じような国の補助金は何度もあったんですけども、決定的に違うのは、今までは予防に関する、例えば手の消毒剤ですとか空気洗浄機ですとかっていうことを対象にしてたんですけど、今回はそうじゃなくて、予防的じゃなくて実際にコロナに感染したとかコロナの人と接触したとかいうことが対象ですので、基本的に今までとちょっとそこは違うという、そういうことであります。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第85号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第8、議案第86号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、民間保育園、認定こども園、小規模保育事業等に対して交付している補助金の補助基準額等を変更するため、要綱の改正をご提案するものです。主な内容としましては、1点目は、補助金の額を変更するもので、看護師を配置し、保育中に園児が体調不良となった際、保護者が迎えに来るまで、医務室等で安静に子どもの預かりを実施している園に対する「体調不良児対応型保育事業補助金」の補助基準額について、国の子ども・子育て支援交付金の補助基準額が改正されたため、国基準額に合わせ改正するものです。2点目は、補助要件の変更をするもので、地域の子育て支援や入所児童の家庭支援など、子育て支援を行う保育士を配置している園に対する「子育て支援保育士等事業補助金」について、一定の定員を確保した上で、一時保育や休日保育、午後7時1分以降の延長保育など子育て支援の取り組みを実施していることに要件の変更を行うものです。3点目は、民間保育園等において、医療的ケアを必要とする児童の受け入れを進めることを目的に、「医療的ケア児保育支援事業費補助金」を新設するものです。医療的ケアを行う看護師の配置等必要な費用に対し、国基準と同額の補助を行うものです。この要綱は、令和5年4月1日から適用するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第86号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第9、議案第87号「箕面市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局子育て支援室長：本件は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施についての一部改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部改正を提案するものです。主な内容としましては、第6条第1項に規定する給付金の支給割合を改正す

るとともに、支給額の上限を「通信制の場合」と「通学又は通学及び通信制併用の場合」に分け、それぞれの上限を設定するものです。なお、附則において、本要綱は、訓令の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとし、同日前に修了した者に係る給付金については、なお従前の例によるものとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： この制度がより充実した内容になって、こういうことを受けたいなという方にとってはいい制度になっていると思うんですけども。元々これって利用率が少ないですよ。議会でももうずっと前から、この利用率が少ないのは何とかならないのかというようなことは何度も言われていたと思うんですけど、そこはどう検証というか、どう判断、あるいはどうしようとしてるかっていうのを今言える範囲でいいですか。

○子ども未来創造局子育て支援室長： こちらの方、1人親家庭ということでありますので、一応制度のしおり以外にもですね、児童扶養手当の通知の方に、要は現況届を出していただくために、送る通知の中にもそのしおりを同封させていただいて、周知に努めたいと考えております。

○子ども未来創造局担当部長： 今室長が申しあげましたように、しっかりといろんな場面で周知をさせていただきたいというのが1点と、あとお子さんが小さい場合ですね、どうしても学校に行かれようとした際に子どもさんの預け先がないという問題もあるかと思しますので、いろんなご兄弟の優先ですとか、いろんなところもある中ではあるんですけども、やはり1人親家庭の保育を必要となさる部分についてもしっかりと対応できるように、今後も定員枠の確保に努めていきたいなというふうに考えております。

○教育長（藤迫稔君）： 今、答弁あった通りなんですよ。僕も前から言ってるんですけども、いくら受けられますよ、経済的な負担も軽減しますよって言ったところで、やっぱり本当に1人親の方で身内が近くにおられなかったら、じゃあどうやって行くのっていうところの別の意味でのハードルがあるんで、それこそ実家が近くにあってその間にそこで子どもを見てくれるんだったら、将来のことを思ってこれを受けてみようということになるんですけども、なかなかそういう方ばかりじゃないので、部長が言うように、それこそさっきの話、待機児童がまだいる中であれですけども、やっぱりこういう手立てと行きやすいこととセットで示してあげないと、「お金の負担が少ないですからどうぞどうぞ」と言ったところで、「行けないじゃないの」ってということになるんで、そこはちょっと我々も課題認識はしてますんで、できるだけそういうことを頭に入れながらやっていきたいなというふうに思ってます。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第87号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第10、報告第91号「箕面市情報開示審査会への諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、行政文書部分開示決定に係る審査請求があったため、箕面市情報公開条例第19条第1項の規定に基づき、諮問する必要が生じましたが、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容につきましては、令和5年10月11日付けで「いじめ重大事態第三者調査委員会」の議事録の開示請求に対して、「審議、検討または協議の段階であり、公に率直な意見の交換、意思決定の中立性を損なうおれがあるため」として、委員の発言内容を非開示とした決定について、令和5年11月10付け審査請求人から提出された、処分の取り消しを求める審査請求に関し、箕面市情報開示審査会条例第2条第1項の規定に基づき、審査を行うことについて、令和5年11月28日付けで箕面市情報開示審査会に諮問したものです。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員(稲田滋君) : いじめの第三者委員会の調査というのは、最終報告書が出て、それは公開されてるわけですか。
- 子ども未来創造局教育政策室長 : これまで行ってまいりましたいじめ重大事態第三者調査委員会で結論に至ったものにつきましてはホームページ等で公表しているところでございます。
- 委員(稲田滋君) : 私もいじめ重大事態第三者委員会の途中経過を公開することは、今さっき言われていたように、ちょっと検討協議の段階で公にすることで、率直な意見の交換とか、意思決定の尊重、中立性を損なうというのは納得できるんで。最終出たらきちんと公開するんだから、そういうルールにはならないんですかね。最終はきちんと公開するよ、だから途中は駄目ですよみたいなね。
- 教育長(藤迫稔君) : 今、説明があったように、やっぱり意思決定過程の途中なんで、今たまたまAという人が開示請求してますけども、これは誰でもできるわけですから、極端なことを言ったらこの当事者というんですか、その逆にここに関わる人が誰もができるということなんで。そうすると第三者でやるという意味がなくなると思いますので、そういう意味で我々としてはもうあり得ないと。その中身の云々じゃなくて、そもそも第三者で調査していることについて開示請求をした場合は開示できないというふうになっているんですけども、それがルール化されるかどうかわかりませんが、とりあえず我々はそ

う思っている。開示請求した人は、いやいや違う、開示すべきだと言っているところを、今回諮問して一定の答えが出ると思いますので、それがおそらく先例になって、次回例えば違う重大事態で同じようなことがあった時には、もうこれはこうですよってというのは一つの一定のルール化になるのかなというふうには思っています。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第91号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、報告第92号「箕面市教育委員会の所管に係る令和5年度箕面市一般会計補正予算（第7号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和5年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和5年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容につきましては、令和5年度箕面市一般会計補正予算第7号として、まず、学校教育関係につきましては、歳出におきましては、国庫交付金返還事業、及び野外活動センターの森林整備の実施に伴い、2,944万2千円を計上しています。また、債務負担行為補正といたしまして、重度障害児学校送迎事業につきまして、あらたに、令和5年度から令和6年度までの期間、1,989万6千円を限度額として債務負担行為を設定しようとするものです。次に、子育て関係につきましては、歳入におきまして、産後ケア事業費補助金の増額、あいあい園移転整備事業債等により、1億5,094万5千円の増額を、歳出におきまして、国庫補助金、国庫負担金を返還するため、その他産後ケア事業、あいあい園移転整備事業等の実施に伴い、2億3,242万7千円を計上しています。また、継続費補正として、あいあい園移転整備事業に係る総額及び年割額を定めるとともに、地方債補正として、あいあい園移転整備事業を実施することに伴い、その必要経費に充当するため、あいあい園移転整備事業債の補正を計上しております。次に、生涯学習関係につきましては、歳出におきまして、スケートボードパーク等整備事業の実施に伴い、114万7千円を計上しています。続いて繰越明許費補正として、スケートボードパーク等整備事業において、事業の完了が翌年度になることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため、スケートボードパーク等整備事業の補正を、計上しております。また、債務負担行為補正といたしまして、文化・

交流センター管理運営事業につきましては、あらたに、令和5年度から令和8年度までの期間、1億3,589万2千円を、総合運動場管理運営事業につきましては、あらたに、令和5年度から令和14年度までの期間、5,877万円を限度額としてそれぞれ債務負担行為を設定しようとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第92号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第12、報告第93号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第93号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第13、報告第94号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和5年11月16日に開催いたしました令和5年第11回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第94号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

- 代表教育委員（山元行博君）：私の方から1点だけ。昨日旧ツイッターXで、サントリーサンバーズが世界クラブ選手権で銅メダルを獲得したというのが出て、放映が追い付かないので旧ツイッターでしか追いかけていないんですけど、すごいなと思ってね。やっぱり箕面の誇りで箕面の誉れであるなと思って。今日朝に来て、多分垂れ幕がかかっているから写真を撮るかと思ったら、まだアジアクラブ選手権チャンピオンになって。世界3位ということだね、そういうのがかかっていたらいいなと思いますし、何かこの話で追加するようなことがありますでしょうか。
- 子ども未来創造局保健スポーツ室長：サントリーサンバーズの件でございますが、世界3位を受けまして、サントリーサンバーズと調整をいたしまして、来週月曜日の18日でございますが、表敬訪問をされるという形で、今調整を進めております。そこで世界3位ということで、市長表彰の方をさせていただくという形で今進めている状態でございます。
- 代表教育委員（山元行博君）：ありがとうございます、よろしく申し上げます。
- 子ども未来創造局保健スポーツ室長：横断幕につきましては、また新しく世界3位のやつは作る予定で考えております。
- 代表教育委員（山元行博君）：よろしく申し上げます。月曜日にはオリンピック出場のことでも慰労をしてあげておいてください。とにかく日本中が興奮して頑張ってるんで。残念ながら、バレーボール友の会に入ってるんですけど、友の会でなかなか世界の活躍って追いかけてくれないから。Xでしかわからないんですね。ぜひ応援よろしくお願ひいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、よろしいでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 子ども未来創造局教育政策室長：船場地域に新設を予定しております学校の検討状況につきましてご報告させていただきたいと思ひます。船場の新設校につきましては、教育委員会で議論して検討を進めていただいているところでございます。改めまして、教育委員会定例会の場で、これまでに教育委員会としてまとめてきたところを確認の意味で報告させていただきたいと思ひます。この船場新設校につきましては、船場小学校と第五中学校の施設一体型の小中一貫校とする方向性を確認しております。中小学校の児童は卒業後にこの学校に進学するというような形で方向性を確認しているところでございます。この時の第五中学校の進学規模でございますが、中小学校では1学年50人、船場小学校は1学年110人を見込んでおります。このような形で進めてまいりました時のメリットを確実なものとして具体化していくために実施を予定しております施策につきましてまとめさせていただきました。まず1点目に学園構想と

いたしまして、先ほど申しました船場小学校、中小学校、第五中学校、これを（仮称）船場学園といたしまして位置づけてまいります。働きます教員を本務、兼務の関係で関連づけまして、こうすることによりまして、それぞれで行います手続きの関係を省略するなど連携の取り組みのハードルを下げるということや、教職員の間の中学校区で子どもを育てる意識というのを育てるということが行われると期待しております。2点目といたしまして、中学校区全体で学園と関わる仕組み作りの1点目といたしまして、まず学園協議会というのを新たに設けることを検討しております。現在ですけれども、学校の単位で学校協議会というものを地域の方にご参加いただきまして作って運営しておりますが、この船場の学園に、学校関係者、PTA代表者、地域団体等の代表者で構成いたします学園の協議会を設置したい、連携を深めていきたいというようなことを考えております。次に中学校授業参観の実施といたしまして、中小学校児童の保護者が、進学前に第五中学校の様子を見ることができるよう仕組みを考えております。その他の施策といたしまして、これにつきましては学校施設に関わる基本構想時に検討をしていく予定にしておりますが、中学校区の地域団体が使用できる活動拠点を整備するということであったり、多目的ホール、会議室、運動施設などを地域団体へ貸し出しを行うということも検討しております。小中一貫教育推進コーディネーターの配置、乗り入れ事業の実施につきましては、中小学校と船場小中一貫校の連携に関する企画調整役といたしまして、小中一貫教育推進コーディネーターを置くことを検討しております。学校の連携の取り組みを企画して実行していくようなことを担います。第五中学校の教員による中小学校、船場小学校への乗り入れ事業を行っていくということを考えております。続きまして小中学校の子ども同士、教員同士の交流の促進につきましては、まず学園内の交流活動に特化した交付金制度の創設を検討しております。既存の制度をリニューアルいたしまして、この学園の交流活動に対して交付金を交付いたしまして、合同の研修であったり、合同のスポーツ文化交流活動であったりに対して支援していくというようなことも考えております。次に中学校登校を実施するということで、中小学校の高学年児童が船場一貫校に登校して、船場一貫校で授業を受ける機会を作るということを検討しております。次に、中小学校での小学生の交流機会も設けたいと思っております。中小学校、船場小学校の小学生同士が中小学校の敷地を活用して交流するということもございます。中小学校にしかないものを設けて、中小学校に行きたいと思える仕掛けを検討しております。次に船場学園内での人事異動についてでございます。こちらは中小学校から船場小学校への異動を意識した人事配置を行っていくということを考えております。この場合、小学校6年生の担任が中学校1年生に持ち上がる持ち上がり人事につきましても継続して取り組んでいきたいと考えております。充実した学校施設の整備ということで、船場の一貫校

は全体で1,200人弱の規模で開校いたしますので、この規模でもスムーズに運営できるように、小学校、中学校それぞれ運動場、体育館を整備したいと考えております。小グラウンドと大グラウンドの2つのグラウンドを用意して、小学校体育館、中学校体育館という形で体育館を2つ設けると、運動場、体育館の設備を整備していきたいと考えておりますのと、あと理科室などの特別教室につきましても、小学校、中学校への教室の整備を予定しております。他の中学校に波及されるための政策といたしまして、この（仮称）船場学園に小中一貫教育研究機能を整備してまいります。船場学園を小中一貫教育研究指定校に位置づけまして、小中一貫教育の成果や手法についての研究を進めて、研修等を通じて、他の中学校に波及させるということを考えております。また、施設一体型小中一貫校での勤務機会の増加と計画的な人事異動を行ってまいります。新設校を施設一体型小中一貫校として、教職員が施設一体型小中一貫校で勤務できる機会を増やします。また、計画的な人事異動により、施設一体型小中一貫校での勤務経験を施設分離型の学校でも活用できるようにいたします。これらの取り組みにつきましては、第三者評価に関する地域意見交換会でのご説明も行ってきているところでございますが、その時に課題として挙げられたことがいくつかございました。その課題として指摘されたところについて、まず、これまで説明してまいりましたところに対応していきたいと考えております。中小学校の児童が、中学校段階から施設一体型小中一貫校に進学することでうまく馴染めるのかということは、各学校間の連携による学園構想によって、学園全体で子どもを育てる等の取り組みで対応してまいりたいと思います。指摘の2点目ですね、中小学校と船場小学校を比べると、船場小学校の方が手厚いサポートが受けられるのではないかとこのところにつきましても、コーディネーターや乗り入れ事業担当教員による小学生の実態把握を進めることで円滑な中学校進学に繋がりたいと考えております。施設一体型小中一貫校とする上で十分な敷地面積が確保できるのかにつきましては、先ほどご説明の通り十分な設備を整備したいと考えております。その他の課題不安としてご指摘いただきましたのが、新設校一貫校にすることによるコストの比較をどのようになっているのかというところでございますが、いろいろな案を検討してまいりましたが、現在までに新設校を小中一貫校とする場合のコストについては約193億円。その比較対象といたしまして新設校を小学校のみとした場合のコストでございますけれども、292億円、約100億円ほどの差が出ているようになっております。この違いでございますけれども、大きく違ってまいりますのは、学校設備解体の経費といたしまして、小中一貫校案ですと、船場の一貫校の新設経費といたしまして109.5億円、小学校案ですと、船場の小学校だけを新設する69億円の経費、この部分だけを比較すると安くはなりますけれども、合わせまして第五中学校がそのまま存続いたしますので、老朽化に伴います建て替え

の経費といたしまして、74.2億円が計上されると。この差額が33億円ほどございます。あと、改修費用といたしまして、小学校案をご覧いただきますと、改修費用の第五中学校の分といたしまして36.9億円を計上しておりますが、これは第五中学校がそのまま存続いたしますので、老朽化に伴いまして、それぞれ改修が必要になっている費用がかさんでこの金額になっているものでございます。用地取得益でございますが、小中一貫校につきましては、第五中学校の用地の分を、第五中学校を移転した後の更地の取得益といたしまして40億円ほど見込んでおりますので、これらの合計と、あとその他の増減で先ほどご説明いたしました100億円ほどの差が出ているような状況でございます。その他の課題の不安でございますが、既存の小学校中学校における小中一貫教育の推進をどうするのかというところでございますけれども、この施設分離型におけます小中一貫教育の推進につきましては、箕面市小中一貫教育推進計画を今現在検討しているところでございます。この計画に基づきまして、学校の施設形態に関係なく、義務教育9年間を見通した教育が実施できるように（仮称）船場学園での実施予定の施策も含めた新たな小中一貫教育の施策を、全中学校区で実践していきたいというふうに考えております。以上が、これまで教育委員会で検討してまいりました施設一体型小中一貫校に係る実施予定施策等についてでございます。これ以降もこれを基本に検討を進めてまいりたいと思っております。確認の意味でご報告させていただきました。

○代表教育委員（山元行博君）：ありがとうございます。特に何かございませうでしょうか。

○委員（稲田滋君）：今見せてもらった、これはパブコメとかして今後進んでいくということですね。

○子ども未来創造局教育政策室長：必要に応じましてパブコメ等は実施してまいります。

○委員（稲田滋君）：ちょっとまだまだわかりにくいところがあったり、何か言葉が変だったりするのはあります。特に気になったのは、やっぱり期待されますっていう言葉が、何が期待されているのか、なんか曖昧な言葉を使ってるので、例えば「教職員の「中学校区で子どもを育てる意識の醸成」が期待されます」みたいな形で書いてあるんですけどね。意識を醸成させていかないといけないわけで、別に期待するんじゃなく、させていく方向をちゃんと示してください。そういうところがまだまだちょっと足りないなと思っております。それとこの前の会議でも言いましたが、例えば「小中一貫教育推進コーディネーターを置きますよ」というようなところがあるんですけど、どこに置くかというのが大切だと思います。人を配置してどこに配置するか、やっぱり中小学校に配置して中小学校をメインにどうやっていくんだというのをきっちりしていかないと、なかなか小中一貫教育の一貫校の方に置いてると、中小学校の課題とか

そういうのが見えづらいんじゃないかなというようには思っています。そういうところも考えていただきたいと思います。それとね、もう1つ気になったところがあったんですが、校種変更によるコストの違いで、これの小中一貫校案193億円の方の表の改修費用で、第五中学校が0.4億円、4,000万円ですね。これが改修費用で上がってるんですけど、もうあと9年だから、もうあと潰すだけだから、もう適当にしとこうというようなことは絶対なくしてください。最後の生徒を送り出すまで、きっちりと充実した第五中学校で過ごせるような形で、4,000万が多いか少ないかわからないんですけど、やっぱり最後まできちっとした、エアコン壊れてるけどもあと1年だから我慢しようかみたいなことはないようにしていただきたいと思います。またじっくり見せていただいているいろいろまた意見を言いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○委員（高橋太郎君）： 私から1点だけですね。この学園構想というところのもっと実態をですね、煮詰めていっていただくことが大事なのかなと思ってます。何となくこういう感じなのかなというのはイメージは湧くんですけども、例えば船場小中一貫校と中小学校では同一の教育方針を持っているのかであるとか、この学園としてですね、一体感のある教育方針を持つというか、そういったところもですね、今後言葉にしていっていただいて、学園構想とは何か、こういったものであるから安心ですというような形にしていただけたらと思っております。

○教育長（藤迫稔君）： 一応この資料につきましてはこれまで協議会等でいろいろ意見いただいたものを整理したことで、今、同時並行で動いてます小中一貫教育推進計画検討会議の方で計画がありますのでそれとも齟齬がないように横で睨みながら、あっちにはこう書いたけどこっちは全然違うことが書いてあるということのない整合性を持った形で、一応今までの議論を積み上げて現時点で実施予定施策等を一旦取りまとめたってということの内容で、これでコンプリートして、もうこれ以上のものがないとかあるとかっていう問題ではなくって、一旦取りまとめましたが、9年先の話なので、これをその都度また新たな良い案が出てきたらブラッシュアップしていくという、そういうような考え方で。総合教育会議のときにも市長共々、共通認識に至ってますねっていうことを確認させてもらって、市長もそういうことだということでしたので、ぜひこれは新しい事案が出てきたらブラッシュアップしていきたいなというふうに思っています。それと明日、通学区域審議会がありまして、諮問の中で、船場新設校を一貫校にすることによる校区変更の必要性についてということが重点審議される予定にはなっております、基本的にはですからこの内容、あるいはこれまでに議論した内容で、一旦前回宿題をいろいろもらってますので、その宿題については答えさせていただきたいなというふうに思っています。高橋委員

からもいろいろご指摘いただきましたので、その辺も修正した上で明日に臨みたいなというふうに思っています。

- 代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第14、報告第95号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員は退席してください。

（傍聴者及び当該案件に関係する事務局以外の事務局職員の退席）

（報告第95号に係る審議）

- 代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案4件、報告8件は、全て議了いたしました。教育長にお返しいたします。

- 教育長（藤迫稔君）： ありがとうございました。これをもちまして、令和5年第12回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時30分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）